判例研究

〔商法　六六九〕　大株主に対する相談役報酬支払の利益供与該当性

京都地判令和七年一月二三日（控訴）
令四（ワ）一六二五号、令四（ワ）二二五四号　株主権行使に関する財産上の利益供与に係る返還請求事件、同共同訴訟参加事件
判例タイムズ一五四〇号一八〇頁

〔判示事項〕

当該会社の経営に関する経験も知見も持っていないが、大株主であって、会社において別格の存在感を持つオーナー家を代表する立場にあった被告に対する相談役報酬の支払は、同人の株主権不行使の見返りとしてされたものであって、利益供与に当たる。被告はほとんど相談役の職務を行っていなかったにもかかわらず、高額な報酬を受領しており、被告が受けた利益は大きい一方、会社が受けた利益はわずかであり、被告に供与した財産上の利益に比して著しく少ないといえるため、会社法一二〇条二項後段により、被告に対する相談役報酬の支払は利益供与と推定される。

〔参照条文〕

会社法一二〇条一項・二項後段・三項前段

〔事　実〕

X_1（原告）はX新聞グループ各社の管理を行う会社、X_2およびX_3（いずれも原告。以下三社を「Xら」。）はX_1の完全子会社である。X_1（X新聞社）は、譲渡制限株式発行会社であり、かつては日刊紙X新聞の編集も行っていたが、

平成二六年四月に編集部門を別会社に移転させた。Y（被告）は、Bの妻であり、Bは、X新聞社（X_1）の代表取締役を長く務めたAの子である（AはYの義父）。Aは、昭和二一年にX新聞社代表取締役社長に就任し、X新聞を有力地方紙の一つに育て、地方紙経営者として新聞業界で名を高めた人物であり、昭和五六年に退任した。このような経緯から、AはX新聞社の象徴的存在であり、約三〇％の株式を有するC家は、「オーナー家」と称されていた。Bは、Aの跡を継いでX新聞社代表取締役社長に就任したが、昭和五八年一月に急逝した。Bの死後、Yは、個人名義でX_1の株式を有するほか、X_1の発行株式総数の二五％以上の株式につき株主の権利を行使することができた。

昭和五八年二月、Dが、X新聞社代表取締役社長に就任した。Yは、昭和五九年二月、X新聞社取締役会において、オーナー家が責任を持つ体制を作るためとして、役員全員の辞任を求め、役員全員から提出された辞表を預かった。YとDは、昭和六〇年六月、確約書と題する書面（以下「本件確約書」）を作成した。

本件確約書第一項は、「甲〔Yを指す〕は、新聞社の約二七パーセントの株式を保有するC家を……代表する立場から、……乙〔Dを指す〕が第二項の確約にそって誠実にその職責を全うすることを前提にして、……乙の新聞社代表取締役社長たるの地位を保証」するとし、第二項は、「乙は、新聞社および関連企業グループの経営、人事の全般にわたり、甲の意思を体して、その職責を果たし、新聞社の経営の充実と発展に寄与するとともに、乙自身はもとより新聞社及び関連企業グループの役員を指導して、新聞社定款に定める甲の地位、権限を支持、尊重して行動せしめ、C家のオーナーたる地位及び甲の地位、権限に対抗する新聞社内外の勢力ないし動きがあるときはこれらを抑制・排除するため全力を尽くさせるよう努力する」としていた。

Yは、昭和五八年三月、X新聞社取締役に就任したが、具体的な業務に携わることはなかった。昭和六二年六月に取締役を退任し、同時に、相談役に委嘱された。X新聞社定款には、取締役会決議で相談役を委嘱できる旨の規定があったが、報酬についての定めはなく、相談役の報酬額決定はDに一任された。Yは、昭和六三年度から、年額四一〇〇万円～六二〇〇万円の報酬を受け取っていた。これは、Yの取締役在任当時の報酬より多額であった。X新聞社は、平成二六年、大阪国税局から、Yの相談役報酬のうち、妥当とする一五六〇万円を超える部分が過大であるとの指摘

を受け、修正申告をしたが、その後もYの相談役報酬を減額することはなかった。Dは、平成一五年六月まで代表取締役社長を務めたが、その後もYへの支払は続けられた。

Yは、X_1代表取締役社長から四半期ごとに業績等の報告を受けていたが、出社して業務に従事したことはなかった。各社の経営方針に異を唱えることはなく、相談役としての助言が各社の会議で諮られることもなかった。令和二年になって、X_1役員会で、相談役報酬の適否が問題とされるようになり、令和三年三月、YはX_1および子会社から相談役の委嘱を解かれた。

Xらは、相談役報酬等の支払が、株主の権利の行使に関する財産上の利益の供与に当たると主張して、Yに対し、会社法一二〇条三項前段の返還請求権に基づき、時効消滅にかからない平成二四年五月以降の期間にXらが支払った報酬相当額四億一八八一万円等の支払を求めた。

〔判　旨〕

請求認容

①「下記ア〔判旨②〕のとおり、本件合意〔Yが経営に口を出さない代わりに、X新聞社・子会社の相談役報酬名目で金銭を支払う旨の合意〕の成立が認められ、下記イ〔判旨③〕のとおり、相談役報酬の支払が利益供与に当たることが推定され、その推定を覆す事情は見当たらないので、いずれの点からも、相談役報酬の支払が利益供与に当たることが認められる。」

②「ア　本件合意の成否」

「(ア) Yは、大株主であったものの、その一存で役員を解任することができるだけの株式を有していたわけではないが、X新聞社（X_1）において格別の存在感を持つオーナー家を代表するYが、それまで混乱なく運営されてきた株主総会において、取締役会提出の議案に反対票を投じたり、代表取締役の経営方針に異議を述べたりすれば、D ら役員がX新聞グループの円滑な経営を行うことが相当に困難な状況が生じることが予想された状況にあったといえる。昭和59年に役員らがYに言われるがままに辞表を提出したのは、上記のような事態を恐れたからであったと推認することができる。また、Yが代表取締役社長の地位を保証するだけの力を持っていることを、YもDも認識していたからこそ、Yが本件確約書においてDの代表取締役社長の地位を保証したと認められる。

そして、Yは、X新聞グループの経営に関する経験も知見も持っていなかったのであるから、X新聞社（X_1）及び

その子会社には、巨額の報酬を支払ってYに対して相談役を委嘱する必要はなく、Yに対する巨額の報酬の支払はYの求めによるものとしか考えられない。

（イ）本件確約書の第一項は、Yが、Dが第二項の確約を守ることを前提にして、経営に口を出さないこととDの代表取締役社長としての地位を保証することが内容とされている。

第二項の文言は、抽象的ではあるが、前記（ア）のとおり、本件確約書の作成前、YがDら役員に対して大株主としての力を誇示したこと、Dら役員はYに逆らうことができない状況にあったこと、認定事実（1）ク及び前記（ア）のとおり、本件確約書の作成後に、Yの求めに応じて巨額の報酬の支払が開始されたことからすると、第二項の「乙自身はもとより新聞社及び関連企業グループの役員を指導して、新聞社定款に定める甲の地位、権限を支持、尊重して行動せしめ」との文言は、Yに対して巨額の相談役報酬を支払うことを意味していたと認められる。

（ウ）したがって、XらのYに対する相談役報酬の支払は、Yの株主権の不行使の見返りとしてされたものであり、利益供与に当たる。」

③「イ　会社法120条2項後段による推定」

「Yはほとんど職務を行っていなかったにもかかわらず、高額な報酬を受領しており、Yが受けた利益は大きい一方、Xらが受けた利益はわずかであった。したがって、Xらが受けた利益はYに供与した財産上の利益に比して著しく少ないといえるため、会社法120条2項後段により、XらのYに対する相談役報酬の支払は利益供与と推定される。

Yは、C家を尊重する趣旨からの厚遇であり、無償の又はそれと同視できるような利益供与ではないと主張するが、Yの相談役報酬はC家に対する敬意だけでは説明がつかないほど多額であり（現に税務当局に説明することができなかった。）、Yの主張は採用することができない。」

〔研　究〕

一　本件は、発行株式総数の二五％以上の株式につき株主の権利を行使することができた株主である者に対する、会社からの相談役報酬名目の支払について（昭和六三年度から三〇年以上にわたって支払われていた）、会社法一二〇条一項が禁止する利益供与に当たるとして、会社から当該株主に返還請求がされ、請求が認められたものである。会社法一二〇条の利益供与規制は、昭和五六年商法改正の際に、直接には上場会社における総会屋への利益供与を規制

することを目的に創設されたものであるが、規定の文言はそうした特殊株主に適用を限定するかたちにはなっていない（江頭憲治郎『株式会社法・第九版』〔令和六年〕三六九頁）。こうした規定の形式から、未だ株主ではない総会屋による「株付け」をさせないための利益供与を規制するが、非上場会社にも規律が及び得る。本件のX_1も公開会社（会社法二条五号）でない株式会社と推察される。また、総会屋の影響力が低下した今日にあって、取締役の私的利益追求のために会社財産を利用することに対する規制として同条を位置付けようとする議論がある（松尾健一「利益供与規制のあり方」商事法務二一七五号四二頁）。こうした文脈からも本事件は注目されよう。なお、控訴審・大阪高判令和八年三月二五日・資料版商事法務五〇八号五〇頁は、「Yが受領した相談役報酬のうち、正当な対価と評価できる部分を超える金額については、会社法１２０条の「財産上の利益の供与」に当たるとみるのが相当」であるとして、Yの返還すべき額を本判決の認容額から減じている（その後、上告受理申立て）。

本判決は、Yの私邸と同一敷地内にあるX_1の施設に配置された管理人の業務費用の支払についても、利益供与該当性を認めているが、本研究ではYへの相談役報酬支払について検討する。以下では、**二**で関連する裁判例を概観し、**三・四**で判旨の論理を検討する。

二　利益供与該当性が問題となった民事の裁判例を整理したものが次頁の表である。モリテックス事件（⑪判決）後のもので該当性を認めた例として、⑮判決と⑰判決がある。本判決は、これらに続くものになる。また、株主である取締役への報酬が問題となったものとして、⑭判決と⑲判決がある（本判決のYは取締役でない相談役）。

⑮（東京地判平成二五年一〇月八日）は、X社（⑮事件原告）の完全親会社の株主であるYら三名（同事件被告）への、X社からの計二四五三万円余の金銭供与について利益供与該当性を認めたものである。⑮判決は、Yらに金銭を供与する合理的理由が見当たらず、これらが無償で供与された蓋然性が高いことを総合的に考慮すると、本件金銭供与は、X社の取締役の一人が、自身の取締役解任を目的とした株主総会招集請求がなされたことから、同株主総会での決議を有利に進めることを目的として、Yらに対し利益供与したものと認めるのが相当であるとした。

⑰（東京地判平成二八年一月二八日）は、X社（⑰事件原告）の株主であり取締役でもあったY（同事件被告）が、

	裁判例	問題となった行為	利益供与該当性	原判決（関連事件）等
①	福井地判昭和60年3月29日 （熊谷組） 判例タイムズ 559 号 275 頁	持株会会員への金員付与	×	
②	高松高判平成 2 年 4 月 11 日 金融・商事判例 859 号 3 頁	株主優待乗車券交付	×	高知地判昭和62年9月30日 判例時報 1263 号 43 頁
③	東京地判平成7年12月27日 （國際航業） 判例時報 1560 号 140 頁	株式買取工作	○	
④	東京地判平成13年3月29日 （旧山一證券） 金融・商事判例1120号58頁	損失補塡	○	
⑤	東京高判平成13年5月23日 （東芝） 判例時報 1758 号 53 頁	広告代金請求	○	東京地判平成12年12月20日 （判例集未登載）
⑥	東京簡判平成13年7月11日 判例時報 1776 号 93 頁	広告掲載取次契約	○	
⑦	東京地判平成15年10月15日 （旧日興證券） 新日本法規 （判例集未登載）	株主の借入金を返済する合意	○	
⑧	東京地判平成 17 年 3 月 3 日 判例時報 1934 号 121 頁	金融機関（株主）の受益となる子会社への経営支援	×	
⑨	最判平成 18 年 4 月 10 日 （蛇の目ミシン） 民集 60 巻 4 号 1273 頁	融資・債務肩代わり	○	東京高判平成20年4月23日 金融・商事判例1292号14頁 東京高判平成15年3月27日 判例タイムズ 1133 号 271 頁 東京地判平成13年3月29日 判例時報 1750 号 40 頁
⑩	東京高決平成 19 年 7 月 9 日 （ブルドックソース） 金融・商事判例1271号17頁	新株予約権取得条項	×	東京地決平成19年6月28日 金融・商事判例1270号12頁
⑪	東京地判平成19年12月6日 （モリテックス） 判例タイムズ 1258 号 69 頁	議決権行使株主に対する金券交付	○	
⑫	東京地判平成 21 年 7 月 1 日 （グランド東京） 資料版商事法務315号338頁	連帯保証債務の負担	×	東京高判平成22年3月24日 資料版商事法務315号333頁
⑬	東京地判平成22年7月14日 ウエストロー・ジャパン （判例集未登載）	取引先（株主）との取引額の調整	×	
⑭	東京地判平成25年6月26日 ウエストロー・ジャパン （判例集未登載）	取締役報酬	×	
⑮	東京地判平成25年10月8日 ウエストロー・ジャパン （判例集未登載）	金員供与	○	

⑯	東京高判平成27年3月12日 （アムスク） 金融・商事判例1469号58頁	剰余金配当（総会決議取消し）	×	東京地判平成26年4月17日 金融・商事判例1444号44頁 （東京高判令和元年12月4日〔判例集未登載〕、東京地判平成30年12月20日金融・商事判例1560号50頁）
⑰	東京地判平成28年1月28日 ウエストロー・ジャパン （判例集未登載）	遺言無効確認訴訟の裁判費用支出	○	
⑱	東京高判平成29年1月31日 金融・商事判例1515号16頁	退職慰労金等支払の和解契約（総会決議取消し）	×	東京地判平成27年5月13日 金融・商事判例1515号28頁 （東京地判平成27年10月28日判例時報2313号109頁、東京地判平成29年1月20日〔判例集未登載〕）
⑲	東京地判令和3年4月13日 ウエストロー・ジャパン （判例集未登載）	過大な役員報酬支払（役員解任の訴え）	×	

自身が提起した訴訟の裁判費用に関して、X社から財産の供与を受け費消したことについて、利益供与該当性を認めたものである。X社の株主Aが死亡し、Aの自筆証書遺言では、Aの有していたX社株式すべてをAの子であるBに帰属させる旨の記載があった。Yは、Bを被告として上記遺言の無効確認の訴えを提起した。同訴訟における裁判費用について、YがX社から受けた財産の供与が問題となったものである。⑰判決は、「会社法120条の趣旨は、いわゆる総会屋を排除することのみならず、株主の平等を図ることをも含むと考えられるから、株主の死亡により相続が発生し、相続の結果いかんにより株主構成に変動を生じさせるとしても、株式会社が相続人間の紛争解決費用を特定の相続人（株主）に対して拠出することは相当でないというべきである。そして、ほかに、同条2項の推定を覆す事実を認めるに足りる証拠はない」として、YのX社に対する不法行為責任を認めている。

⑭（東京地判平成二五年六月二六日）事件は、X（⑭事件原告）とY社（同事件被告）との間で締結した賃貸借契約に基づく支払が滞ったことから、Xが、Y社に対して未払賃料の支払を求めて訴えを提起したものであり、これに対して、Y社が、XはY社株主としてY社から利益供与を

受けたとして、Xに支払を求めて反訴したものである。Xは、平成一二年七月以降、Y社の常勤取締役から非常勤取締役となり、その報酬等として、月額三〇万円の支給を受けていた。Y社の主張は、平成一二年七月から同二三年三月末までの間に、Y社からXに供与された三六一四万円余が利益供与に当たるというものである。⑭判決は、Xは、少なくとも平成九年八月から同二三年五月までの期間、Y社を実質的に支配しており、株主の利害に関わる重要事項等も自ら決め得る立場にあったこと、「非常勤取締役といえども、取締役として一定の義務を負うとともに、取締役としての責任を会社及び第三者に負うことがあることなどを考慮すると、相当額の報酬を付与することには合理性があること」を挙げ、さらに、他の取締役の報酬水準と比較しても「一概に過大であるともいえない」などとして、利益供与該当性を否定した。

⑲（東京地判令和三年四月一三日）事件は、Y_1社（⑲事件被告）の株主X（同事件原告）が、同社代表取締役Y_2および取締役Y_3（いずれも同事件被告）について、会社法八五四条一項に基づく解任を求めるものである。Xの主張は、Y_2が、会社における自身の支配権確保のため、Y_3に対し、同人の株主の権利行使の対価として過大な役員報酬を支払っており（Y_3が、代表取締役であるY_2よりも高額の報酬を受領していることは不合理）、このことが利益受供与罪（会社法九七〇条一項、二項）に当たるというものである。⑲判決は、Y_2とY_3との間で、株主総会で協力して議決権を行使する旨の合意があることについては認めるものの、その対価としてY_3の報酬を増額する旨の合意が成立していたことは認められないとして、利益供与該当性は否定した。

三　本判決は、判旨②で、本件合意（経営に容喙しない＋報酬支払の合意）が成立していたことを認めて、利益供与該当性を肯定し、さらに、判旨③で、Yへの報酬支払について一二〇条二項後段の推定を認め、その反証もないとして、重ねて利益供与該当性を肯定する構成を採っている（判旨①）。しかし、判旨②の論理の運びはやや強引な印象を与える。そもそも、「本件合意」すなわち「Yが経営に口を出さない代わりに……会社がYに対して金銭を支払う旨の合意」があったというのは、X側の主張であり、本件確約書の文言に直接的に現れているわけではない。以下のような疑問がある。第一に、本件合意の成立時期はいつであり、そして、本件合意の当事者は誰なのか。また、本件合意と本件確約書との関係がどのようであるかについても、

判旨からは判然としない。本件合意が本件確約書の作成を中核として成立したのだとすれば、確約書の成立時期は昭和六〇年六月であり、確約書の作成者はYとDの両名であり、そうすると本件合意も、昭和六〇年六月に、Y・D間で成立したものという理解になろう。他方、本件で、Xが Yに返還請求するのは、時効の関係から、平成二四年以降の支払期間にかかるものであり、合意が成立したとされる時から同年時点までは、約二八年の歳月が経過している。また、Dは代表取締役社長をそれに先立つ平成一五年に退任していたのであり、平成二四年の時点でYへの支払を判断した者はDではない。第二に、確約書の解釈もやや強引なようである。判旨②（イ）は、確約書の文言から、「巨額の相談役報酬を支払うことを意味していた」とするが、Yが取締役を退任して相談役に就くのは、確約書作成から約二年後のことである。報酬支払の開始はさらにその翌年度（昭和六三年度）からである（判旨②（イ）にある「認定事実（1）ク」の箇所を参照）。本当に確約書の文言が、相談役報酬の支払を意図していたのであれば、それらは直後に実施に移されて然るべきではないのか（第二項の「甲の地位」が何を指すか認定されていないが、右経過からすると、本件確約書はYが取締役であることを前提としたものだったのではないか）。また、本件合意成立の背景事情として、Dら役員が、Yの株主総会での発言や投票次第で「相当に困難な状況が生じること」を恐れたと推測する。そうしたこともちろん否定はできないが、この時期にはAがまだ存命であったことも考えると、必ずしもY・D当事者の心情を言い当てたものとはいえないようにも思われる（Yの法的権威よりも、Aの威光を背景とした言動と社内への影響を、Dは懸念したのではないか）。このように、Xの主張に沿った確約書についての裁判所の解釈は強引な印象を与える。一二〇条二項後段の推定だけでは、利益供与該当性の肯定に心許ないのだとすれば、平成二四年以降の会社側の判断を認定する必要があったように思われる。

四　判旨③は、会社法一二〇条二項後段の推定の審査としてではあるが、「Yはほとんど職務を行っていなかった」、「Xらが［Yから］受けた利益はわずか」であったとする。ということは、Yの相談役としての貢献がゼロではなかったことを、裁判所も認めていることになろう。そうだとすると、相談役報酬の全額を返還の対象としたことは三項後段の趣旨に反するのではなかろうか。

〔付記〕　本件の評釈等として、舩津浩司・ジュリスト一六一一号（令和七年）二頁、平松慶悟・ビジネス法務二五巻一一号（令和七年）六四頁、大塚和成・銀行法務21九三〇号（令和七年）六九頁、同・同誌九三八号（令和八年）九五頁、川島いづみ・金融・商事判例一七三九号（令和八年）二頁、岡田昌浩・令和七年度重要判例解説・ジュリスト一六二三号（令和八年）八〇頁がある。

杉田　貴洋